

## 川西町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川西町内の空き家等に関する情報を発信することにより、空き家等の活用及び流通を図り、もって町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする川西町空き家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として建築され、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む）町内に存する建築物及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家等に関する情報を登録し、空き家等の売買又は賃貸借等を希望する者に対して、当該情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (空き家等の登録の申込み等)

第4条 空き家バンクに当該空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等であることが確認できる書類
  - (2) 所有者等であることを証明するものの写し
  - (3) 建物と敷地の所有者等が同一でない場合又は建物若しくは敷地の所有者等が複数である場合は、登録申込者以外のすべての所有者等による承諾書（様式第3号）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の申込みがあった場合において、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家バンク登録カードに記載された事項を空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
  - 3 町長は、必要に応じて当該空き家等を調査することができるものとし、登録申込者は、当該調査に協力しなければならない。
  - 4 町長は、第2項の規定による空き家バンク登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により登録申込者に通知するものとする。
  - 5 第2項の規定にかかわらず、町長は、登録申込者又はその者と生計を一にする

同居の親族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であるときは、空き家バンク登録を行わないものとする。

- 6 町長は、空き家バンクに登録をしていない空き家等で当該制度を活用することが適当と認めるものは、当該空き家等の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。
- 7 空き家バンクの登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより再度登録をしたときは、当該再登録をした日から2年とする。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第4項の空き家バンク登録完了通知書を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、当該登録内容に係る事項に変更が生じたときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）に当該変更後の内容を記載した空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて町長に届け出なければならない。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 町長は、空き家バンク登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該登録を抹消するものとする。

- (1) 空き家バンク登録者から登録抹消の申出があったとき。
  - (2) 所有権その他権利に異動があったとき。
  - (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、あらためて登録申込みを行うことにより、再度登録した場合は、この限りではない。
  - (4) 申込み内容を偽って登録したことが判明したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか町長が適当でないとき。
- 2 前項第1号の場合において、空き家バンク登録者は、空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
  - 3 町長は、第1項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により空き家バンク登録者に通知するものとする。

（情報の公開及び提供並びに利用者登録）

第7条 町長は、必要に応じて空き家バンク登録台帳に登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家等の購入又は賃借を希望する者に当該情報を提供するものとする。

- (1) 物件番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 所在地
- (4) 売却希望価格若しくは賃料又はその両方
- (5) 物件の概要及びその状況
- (6) 主要施設等までの距離

- (7) 位置図
  - (8) 配置図及び間取り図
  - (9) 外観及び内部等の現況写真
  - (10) その他特記事項
- 2 前項の規定による情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク利用者登録申込書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申込書の内容を確認のうえ当該申込者が、次の各号のいずれの要件にも該当すると認めたときは、当該申込書に記載された事項を空き家バンク利用者登録台帳に登録するものとする。この場合において、町長は、空き家バンク利用者登録完了通知書(様式第9号)により当該申込者に通知するものとする。
- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在すること。
  - (2) 地域住民と協調して生活すること。
- 4 町長は、第2項の申込みを行った者又はその者と生計を一にする同居の親族が暴力団員等であるときは、前項の規定による登録を行わないものとする。
- 5 町長は、必要に応じて、第3項の規定により登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家バンク登録者に当該情報を提供するものとする。
- (1) 利用区分
  - (2) 利用目的
  - (3) 希望条件
  - (4) 希望地区

（利用者登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の空き家バンク利用者登録完了通知書を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該利用者登録の内容に変更が生じたときは、遅滞なく空き家バンク利用者登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用者登録の抹消）

第9条 町長は、次の各号いずれかに該当するときは、前条第3項の登録を抹消し、その旨を空き家バンク利用者登録抹消通知書（様式第11号）により対象者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用者登録抹消申出書（様式第12号）の提出により、利用者登録の抹消を希望する旨の申し出があったとき。
- (2) 利用登録者が第7条第3項各号に掲げる要件を欠くと認められるとき。
- (3) 第7条第2項の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用者登録の日から2年を経過したとき。ただし、2年を経過する日までに改めて第7条第2項の申し込みがあり、再登録した場合を除く。
- (5) 利用登録者が空き家バンク登録された空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(交渉の申込み及び通知)

第 10 条 利用登録者は、空き家バンク登録がされた空き家等の利用区分について交渉を希望するときは、空き家バンク交渉申込書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があった場合は、該当の空き家バンク登録者にその旨を連絡するものとする。

(交渉等への関与)

第 11 条 町は、空き家バンク登録者と利用登録者とが行う空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約（以下この条において「交渉等」という。）については、直接関与しない。

2 交渉等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決しなければならない。

3 町は、空き家バンク登録者と利用登録者とが交渉等に係る媒介等を行う者の紹介を希望した場合は、当該媒介等に関し第三者に依頼することができるものとする。

(個人情報取扱い)

第 12 条 空き家バンク登録者及び利用登録者は、空き家バンクの利用により取得した個人情報（以下この条において「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。